

宇佐市の企業立地に係る優遇制度【工場等設置促進奨励金】

名称	対象業種	交付要件	交付内容	限度額・回数
新規立地投資奨励金	A	②・⑦・⑧	投下固定資産額の10%	3000万 1社1度限り
	B	③・⑦・⑧	設備投資額の10%	5000万 1社1度限り
	C D	④・⑦・⑧	投下固定資産額の10%	3000万 1社1度限り
工場用地取得奨励金	A C D	②・⑦・⑧⑩	工場用地取得額の50% ※空き工場を居抜きで使用する場合は対象外	3000万 1社1度限り
	B			5000万 1社1度限り
雇用拡大奨励金	A B C D	①・⑦・⑧	新規雇用者1人につき30万円 (※県外からの転入者は40万円)	3年間 3000万/1指定
環境配慮設備奨励金	A B C D	新設 ①・⑦・⑧⑪ 増設 ①・①・⑧⑪	環境配慮設備設置費用の50%	1000万
工場等賃貸奨励金	A C D	新設に限る ①・⑦・⑧	工場及び用地の賃貸料の50%	3年間 300万円/年
	B			10年間 500万円/年
福利厚生施設奨励金	A B C D	⑤・①・⑧⑫	福利厚生施設設置費用の50% ※改修費用を含む	1000万 1社1度限り
工場等設置奨励金	A B C	①・⑦・⑧⑨	①の固定資産税相当額	3年間
ゼロカーボン設備奨励金	A B C D	⑥・①・⑧⑨⑬⑭⑮	⑥の固定資産税相当額	3年間

対象業種	A: 製造業、道路貨物運送業、スポーツ施設提供業、梱包業、農林水産物等販売業 B: 旅館・ホテル業、百貨店・総合スーパー業 C: 情報サービス業、インターネット附随サービス業 D: 自然科学研究所、デザイン業、機械設計業、コールセンター業		
交付要件	投資	①投下固定資産額: 500万円以上(資本金5000万円以下) 投下固定資産額: 1000万円以上(資本金5000万円超1億円以下) 投下固定資産額: 2000万円以上(資本金1億円超) ②投下固定資産額: 1億円以上 ③設備投資額: 1億円以上 ④投下固定資産額: 1000万円以上 ⑤投下固定資産額: 300万円以上(土地代を除く) ⑥投下固定資産額: 500万円以上(土地代を除く)	
	雇用	⑦新規雇用者: 3人以上(市内事業者が新設の場合) 新規雇用者: 5人以上(市外事業者が新設の場合) 新規雇用者: 1人以上(増設の場合)	
	その他	⑧公害防止協定を締結 ⑨工場誘致条例に該当しない ⑩取得目的が賃貸のためではない ⑪周辺住民の生活環境の保全効果が見込まれる ⑫福利厚生施設であり、事業に直接供さない ⑬電力削減や二酸化炭素の排出を削減する設備 ⑭使用電力やCO2の排出量が導入前比で減少 ⑮再生可能エネルギー等が売電目的でない	
		投下固定資産額: 課税対象となる固定資産の取得額の総額 設備投資額: 投下固定資産額+減価償却資産(所得税法施行令第6条第1号から第7号のもの) 新規雇用者: 次のすべてを満たすもの。 宇佐市内に居住、雇用保険被保険者(一般被保険者又は高年齢被保険者)、労働者名簿に記載されている	